

令和元年10月29日  
中国四国産業保安監督部四国支部

## 「運搬装置（車両系鉱山機械）のため」による 災害に対して嚴重注意を実施しました

中国四国産業保安監督部四国支部は「運搬装置（車両系鉱山機械）のため」による災害が発生した黒瀬川鉱山の鉱業権者に対して、嚴重注意を行いました。

1. 黒瀬川鉱山（愛媛県）において、令和元年5月31日にフォークリフトでの作業中に横転事故による死亡災害が発生しました。
2. 当支部が立入検査を実施した結果、鉱山道路の安全措置について、鉱山保安法に不適合である事項が認められました。
3. このため当支部は、黒瀬川鉱山の鉱業権者に対し今後かかることがないように保安確保のために万全の措置を講じるよう嚴重注意を行いました。

（本発表資料のお問い合わせ先等）

中国四国産業保安監督部四国支部鉱山保安課

担当者：内田統括鉱務監督官、藤原

電話：087-811-8591